

深夜に外出していると?…考えてみよう



「友達と居ると楽しいし、朝まで一緒に遊んでいたいのに。
何で家に帰らなくちゃいけないの?」

昼間に比べて深夜には、人の目が格段に少なくなり、暗闇など死角が多くなることで、性被害などの犯罪被害やトラブルにあうおそれが増えるよね。また、犯罪などにあってしまったとき、深夜では発見が遅れることも多いよ。

「家に居るといやなことばかり!家に私の居場所はないし、帰りたくない。」

困ったこと、つらいことを我慢しなくてもいいんだよ。家に居づらい、居られない事情を信頼できる人に相談してみよう。もし、あなたの身近に相談できる人がいないときには、相談窓口にご相談しよう。

長野県の相談窓口はこちらです

～秘密は必ず守ります。あなたからの相談を待っています。～



- 友だちのこと、家族のこと、どんなことでも悩んだとき、困ったとき
 - ▶長野県子ども支援センター(長野県県民文化部児童相談・養育支援室)
 - ▶電話で相談する ※子ども専用無料電話です。
☎0800-800-8035 (月～土10:00～18:00(日・祝日・年末年始は休み))
 - ▶メールで相談する
✉ kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、時間がかかることがあります。
- 学校生活の悩みがあったり、さびしかったり、いじめなど困ったとき
 - ▶学校生活相談センター(長野県教育委員会事務局心の支援課)
 - ▶電話で相談する ☎0120-0-78310 (24時間受付(無料))
 - ▶メールで相談する
✉ gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、時間がかかることがあります。
- 非行、いじめや犯罪被害など子どもに関する悩みごとの相談に応じています
 - ▶ヤングテレホン(長野県警察本部生活安全部少年課)
 - ▶電話で相談する ☎026-232-4970 (土・日・祝日を除く8:30～17:15)
- 性犯罪に関する悩み、届出についての相談に応じています
 - ▶性犯罪被害ダイヤルサポート110(長野県警察本部刑事部捜査第一課)
 - ▶電話で相談する ☎0120-037-555 又はプッシュ回線からは#8103 (24時間受付)
- 性被害にあってしまったとき
(できるだけ早い時期に支援を受けることが、あなたの心身の回復にとって非常に大切です)
 - ▶りんどうハートながの(長野県性暴力被害者支援センター)
 - ▶電話で相談する ※どなたからの相談も受け付けています。☎026-235-7123 (24時間受付)
 - ▶メールで相談する
✉ rindou-heart@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、時間がかかることがあります。



■長野県子どもを性被害から守るための条例に関する問い合わせ先
長野県県民文化部次世代サポート課
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
☎026-235-7210 FAX 026-235-7087 ✉ jisedai@pref.nagano.lg.jp

子どもを性被害から守る 検索

令和2年2月発行

このリーフレットは長野県遊技業協同組合様からの寄付金を活用し作製しています。

いらられるように。

笑顔で

あなたが



性被害から自分の大切な体と心を守るために

長野県

長野県は「子どもを性被害から守るための条例」を定めています。

長野県では、18歳未満の子どもを性被害から守るために、平成28年(2016年)に「長野県子どもを性被害から守るための条例」を定めました。

【条例で決めた主なこと】

- 1 子どもを心理的においつめたり、だましたり、どうしていいかわからない状態にしたりして、性行為(性的な接触)・わいせつな行為をすることなどを禁止しました。
- 2 保護者の同意を得ないで、深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に子どもを連れ出したり、一緒にいたり、子どもの気持ちに反してとどめることを禁止しました。
- 3 禁止行為を行った大人に対する罰則を設けました。
- 4 県は、県民のみなさんといっしょに、子どもを性被害から守るための取組を進めます。
(例えば) ①自分の体のことを正しく理解する教育(性教育)の充実
②インターネットの適正な利用を進めるための取組の充実
③子どもが悩みを相談できる体制や性被害を受けた子どもの支援の充実 など
- 5 大人の責任を明記しました。

いやなことをされそうになったら、はっきり「いやだ!」と言うことが大切です



あなたの気持ちを考えないで、性的な言葉を発したり、性的に接触してくることは、それらは性暴力です。

性暴力の被害は、性別に関係なく起こります。

また、性暴力の加害者は、あなたの知らない人とは限りません。あなたにとって身近な人が加害者となる場合もあります。

望まない性行為やわいせつな行為を受けそうになったら、相手に「いやだ!」とはっきり伝えることが大切です。

悩みや困り事があれば、相談窓口にご相談しましょう!

最近の子どもの性被害の多くは、SNSなどインターネットを通じて知り合ったことがきっかけとなって発生しています。

長野県では、児童生徒のみなさんが悩みや困ったことを相談できる窓口を設けています。

保護者や学校の先生などに相談できないことがあれば、「SNSで知り合った人」に相談するのではなく、まず相談窓口にご相談してください。(秘密は必ず守ります)

それがあなたを性被害から守る第一歩になります。

※長野県の相談窓口については、このリーフレットの裏面を見てください

事例1 【SNSによる誘い出し】



※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネットを使った個人間のコミュニケーションサービスのこと。

平成29年にSNSを通じて発生した犯罪のうち被害児童数が多かったものとして、「Twitter」「ひま部」「LINE」などが報告されている。(平成29年度警察庁発表)

中学生のAさんは、SNSで知り合った相手と仲良くなり、メッセージをやりとりしていましたが、相手はいつも話をやさしく聞いてくれ、学校や友人、家族などの相談にものってくれていました。

ある日、Aさんは相手から「会って話をしない?Aさんの家の近くまで行くよ。」とSNSで誘われました。Aさんはとまどいましたが、「何度も相談にのってもらったし、わざわざ来てくれたので断ったら悪いな。」と思い、相手に会うことにしました。

実際に会って話をしていると、相手は「たくさん相談にのってあげたし、ちょっとだけならいいよね。」と言って、Aさんに性的な行為を求めてきました。Aさんは「いやだ」と言えないまま、仕方なく相手の求めに応じてしまいました。

◆SNSで知り合った見ず知らずの相手に直接会うことは大変危険です!

◆SNSでは自分の気持ちを素直に話したりできませんが、そこに落とし穴があります。

◆悪いことを考えている人は、あなたの心の中にある「誰かに話を聞いてもらいたい」、「自分のことを分かってほしい」、「共感してもらいたい」という気持ちをねらっています。

◆一度会ってしまうと、「いやだ」と断ることは大変難しくなります。

事例2 【自撮り被害】



※自撮り被害

SNS等で知り合った相手から、自分のはだかや下着姿など、他人に見られてはずかしい写真や動画を送るよう求められ、応じてしまう被害のこと。

中学生のBさんは、SNSで知り合った相手と仲良くなり、メッセージをやりとりしていましたが、ある日、相手から「Bさんのはだかが見たい。写真を送ってよ。」と求められました。Bさんは、いやだなと思いましたが、「自分の顔が写っていないければ、まあいいか。」と思い、顔の写っていないはだかの写真を取り、送ってしまいました。

すると、相手から、「もっと送ってよ。送ってくれないと、Bさんの送ってくれたはだかの写真や色々な秘密をネットでばらすよ。」とさらに求められ、どうしていいかわらなくなって、また写真を送ってしまいました。

◆相手から頼まれても、絶対にはだかや下着姿などの写真や動画をSNS等で送ってはいけません。

◆送った写真や動画がインターネット上で拡散され、消すことが難しくなります。

(相手からの要求の例)

- ・「私の写真も送るから、あなたのも送ってよ。」
- ・「顔写真を送ってくれたんだから、今度ははだかの写真が見たいな。」
- ・「写真を送ってくれないと、今までの秘密をばらすよ。」

※事例1、事例2のようなケースは性別に関係なく起こります。